

第 6 号様式（長門市施行細則第 7 条関係）

尿 尿 浄 化 槽 調 書

建 築 主		住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） (電話 局 番)	
		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
設 置 場 所			
種 類	1 形式認定浄化槽 (名称 認定番号)		
	2 その他		
処 理 の 対 象		1 屎尿のみ 2 屎尿及び雑排水	
当該屎尿浄化槽において処理する屎尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積		m ²	
処理対象人員及び算定根拠		人	
処 理 能 力	日 平 均 汚 水 量		m ³ /日
	生物化学的酸素要求量の除去率		%
	放流水の生物化学的酸素要求量		mg/ℓ
放 流 先 又 は 放 流 方 法		1 側溝 2 河川 3 湖沼 4 海域 5 地下浸透 6 その他 ()	
工事を行う予定の浄化槽工事業者		氏名（法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名）	
		登 録 番 号 又 は 届 出 番 号 第 号	
着工予定年月日	年 月 日	使用開始予定年月日	年 月 日
付近の見取図			
その他特記すべき事項			

添付書類

- 1 尿尿浄化槽構造図、配置図及び建築平面図
- 2 型式認定浄化槽以外の尿尿浄化槽にあっては、仕様書及び処理工程図
- 注 1 「種類」欄、「処理の対象」欄及び「放流先又は放流方法」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「付近の見取図」欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 3 「その他特記すべき事項」欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

■手続き（長門市建築基準法施行細則第7条）

建築物の建築と同時に浄化槽を設置する場合は、法第6条第1項の規定により建築基準法施行規則第1条の3第1項の確認申請書には、屎尿浄化槽調書（別記第6号様式）を添えなければならない。

屎尿浄化槽調書に添付する図書（施行規則第1条の3）

- ・ 配置図（浄化槽の位置、放流水の放流先及び放流方法）
- ・ 浄化槽の仕様書（汚物処理性能、処理対象人員及びその算出方法、浄化槽の処理方式、浄化槽の各槽有効容量）
- ・ 浄化槽の構造詳細図（構造） その他規則で定めるものとする。

■浄化槽設置の工事

浄化槽工事は、山口県知事に浄化槽法第21条の規定による登録を行っている浄化槽工事業者が行われなければならない。

■設置場所の基準

浄化槽設置者は、次の各号に留意し、適切な措置を講ずること。

- 1 浄化槽は、一つの建築物（同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一つの建築物とみなす。）の敷地には、2基以上設置してはならない。ただし、地形等の状況により、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 浄化槽は、保守点検、清掃等が困難な場所に設置してはならない。

■放流水の放流場所

- 1 浄化槽の放流水は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。
- 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。

■検査等

- 1 認定を取得している浄化槽の製品には、見やすい場所に容易に消えない方法で浄化槽の名称、認定番号及び「国土交通大臣型式認定浄化槽」の文字等が表示されているので、検査等に当たって確認すること。
- 2 浄化槽の上部を駐車場として利用する場合や浄化槽上部を車両が通る場合は、浄化槽に直接荷重がかからない構造とすること。
- 3 浄化槽付近には、保守点検や清掃に使用できる水栓等を近くに設けること。

合併処理浄化槽の仕組み

浄化槽といえば、浄化槽本体だけと受け取られがちですが、正しくは、浄化槽本体と汚水ます、流入・放流管、送風機、電気設備などを組み合わせた総体を指したものです。

浄化槽の種類

汚れには、固形物のものと水に溶解しているものがあり、固形物は沈殿させ、溶解しているものは微生物の働きで浄化させます。

浄化槽は、この沈殿分離作用と水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化します。

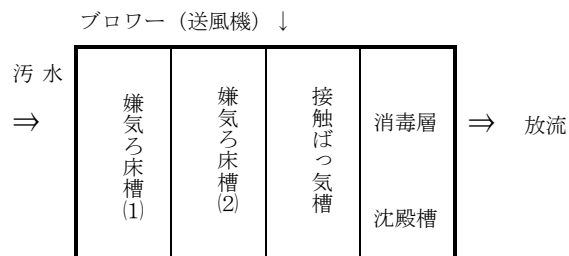
微生物に汚水中の汚物を食べさせて、きれいな水にするわけです。

微生物には、酸素を好まない「嫌気性微生物」と酸素を好む「好気性微生物」がありますが、家庭用の合併処理浄化槽の処理方式には、嫌気性・好気性微生物を併用した「嫌気ろ床接触ばっ気方式」と、主として好気性微生物を利用した「分離接触ばっき方式」の二つの方式があります。

嫌気ろ床接触ばっ気方式

高性能で、コンパクトな工場生産品

イメージ図（嫌気ろ床接触ばっ気方式）



汚水はまず、嫌気ろ床槽（第1室）に入り、汚水中の固形物が取り除かれるとともに、ろ材の表面についた嫌気性微生物（酸素のないところで繁殖する微生物）が汚水に含まれる有機物を食べてくれます。

続いて、もう一つの嫌気ろ床槽（第2室）を通り、同じ処理を繰り返してから、接触ばっ気槽に入ります。ここには、接触材の表面についた好気性微生物（酸素のあるところで繁殖する微生物）がブロワーから送り込まれる空気の助けを借りて、さらに有機物を分解します。次に、沈殿槽に送り込まれて、汚水を浄化した微生物のかたまり（汚泥）は沈殿します。

きれいになった上澄みの水は、塩素剤で消毒されてから放流されます。

分離接触ばっ気方式

嫌気ろ床槽の代わりに、沈殿分離槽を設けるタイプの合併処理浄化槽で、性能は嫌気ろ床接触ばっ気方式と同じですが、サイズがやや大きくなります。

イメージ図（嫌気ろ床接触ばっ気方式）

